第一 土地改良法の一部改正

津波 又は 高 潮による海 水の浸入のために農用地が受けた塩 害の除去のため必要な事業の土地改良事 業

への位置付け

津波又は 高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の除去のため必要な事業について、 災害

復旧に含まれるものとすること。

(第二条関係)

一 土地改良施設の突発事故被害の復旧における手続の簡素化

土 地改良施設の突発事 故 院被害の 復旧 について、 災害復旧と同 の手続で行うことができるものとする

こと。

(第二条、第四十九条及び第八十七条の五関係)

三 土地改良施設の更新事業における手続の簡素化

土地改良施設の更新事業のうち、 当該土地改良施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的

とし、 かつ、 組合員 の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明ら か なものについて、 組合員 の同

意なく行うことができるものとすること。 (第四十八条、 第八十五条の三及び第八十七条の二関係

国又は都道府県が行う土地改良事業の申請人数の要件の見直

玉 又 は 都 道 府県 が行う土 地改良 事 業の 申請 に必 要な第三条に規定する資格を有する者 (以 下

格者」という。)の人数の要件を廃止すること。

(第八十五条関係

五 農地 中 蕳 管 理 機 構 が 賃借権等を取得し た農用地を対象とする申請によらない土地 改良事 業の 創 設

(-)都道 府 県は、 土 地改良事業計画を定めて、 当該土地改良事業の施行 に係る地域内 に ある農用 地 以

下 「事業施 行地 域内農用地」という。) の全てについて農地 中 間管理機 構が 農地中間管 理権、 を有する

こと等の要件に適合する土地改良事業を行うことができるものとすること。

(第八十七条の三第一項関係

(\_\_\_) (一) の 土 地 改良事業計 画を定めるには、 都道. 府県知事 ずは、 あら かじめ、 当該 土 地 改良 事 業  $\mathcal{O}$ 計 画  $\mathcal{O}$ 概

要に ついて、 農地 中間 管 理 八機構 の同 意を得なければならない ものとし、 農地 中間管 理 機 構 は、 そ 0 同

意をする場合にお į١ て、 事業施 行 地 域内農用 地を貸し付けてい るときは、 あら かじめ、 その貸付 け  $\mathcal{O}$ 

相手方 の意見を 聴 か なけ ħ がばな 5 な V) ものとすること。 (第八十七条 の三第二項及 び 第三 一項関! 係

(三) 農地 中 間 管 理 機 構 は、 都 道 府 県 知 事 に 対 Ļ 農地中 -間管理的 権を有する農用 地  $\mathcal{O}$ みを事 ,業施 行 地 域内

農用地とする一の土地改良事業を行うべきことを要請することができるものとし、この場合において

その農地 中間 管 理権を有する農用地を貸し付けているときは、 あらかじめ、 その貸付 けの 相 手 方の

意見を聴かなければならないものとすること。

第八十七条の三第四項関係

(四) (一)の土地: 一改良事業計画を定めるには、 都道府県知事は、 あらかじめ、 当該土地改良事 業の 計 画  $\mathcal{O}$ 概

要について、 関係市町村長と協議等しなければならないものとすること。

(第八十七条の三第六項関係)

(五) 都道府県は、 一の土地改良事業によって利益を受ける三条資格者から分担金を徴収 L ない ŧ のとす

ること。

(第九十一条関係

(六) 都道府 県又は市町村は、 条例で、 事業施行地域内農用地を一の土地改良事業の計画に おいて予定す

る用途以外の用途に供するため所有権の移転等をした者等から、 特別徴収金を徴収することができる

ものとすること。

(七)

(第九十一条の二関係)

農業! 振 興 地域 整 備 計 画 の変更のうち、 農用 地等以外の用途に供することを目的として農用 地 区 |域内

 $\mathcal{O}$ 土 一地を農用 地区域、 から除外するために行う農用地区域 の変更は、 通常 の要件の全てを満たすほ か、

その土地についての農地中間管理権の存続期間が満了している場合に限りすることができるものとす

ること。

国又は

都道府県

は、

脆

弱

性評

価

『の結果、

地震に対する安全性の向上を図るため急速に農業用用排水

(第九十二条の二関係)

六 農業 用 用 排 水施設 の耐 震化を目的 とした申請 によらな い土地 改良事 業 0 創 設

施 設 の変更を内容とする土地改良事業を行う必要があると認める場合には、 緊急耐震 工 事 計 画 を定め

てその事業を行うことができるものとすること。

(第八十七条の四第一項関係)

(\_\_\_) (一の緊急耐震 工事 計 画を定めるには、 農林 :水産· 大臣又は都道府県知事 は、 あらかじ め、 そ  $\mathcal{O}$ 緊急耐

震 I 事 計 画 につ V て、 国営土地 改良事 業に、 あ 0 て は 関 係 都 道 府県知事と、 都道 府 県営 土 地 改 良 事 業に

あ 0 て は 関係市町村長と協議等しなけ ればならないものとすること。 (第八十七条の 匹 第二 一項関 係)

七 土地の共有者等の取扱いの見直し

(-)同一の土 地について、 共有者等が ある場合には、 これらの者で三条資格者は、 土 地 改 良事業の実施

 $\mathcal{O}$ 同意等に関する規定の適用については、 合わせて一の三条資格者とみなすものとすること。

(第百十三条の二第一項関係)

(\_\_\_) 所有権等が二人以上の者の共有に属する場合には、 その共有に属する権利を有する者は、 換地 計画

を定める会議の 議決等に関する規定  $\bigcirc$ 適用 に 0 ۲, ては、 当 該 共有に属する権利ごとに、 合わ せて <u>ー</u>

当該 共 有 に 属す る権利を有する者とみなすも のとすること。

(第百十三条の二第二項関:

(三) ()の一の三条資格者とみなされる者又は()の一 の共有に属する権利を有する者とみなされる者 には

それぞれのうちから代表者一人を選任し、その者の氏名又は名称及び住所を土地改良事業の申請 者又

は 土地改良事業を行う者に通知 しなければならないものとすること。 (第百十三条の二第四 |項関

第二 独立行政法人水資源機構法の一部改正

水資 源 の開 発 又は 利 用  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 施 設  $\mathcal{O}$ 更 新 事 業 のうち、 当該 施 設の有 してい る本来 の機 能  $\mathcal{O}$ 維 持 を図 る

ことを目的とし、 カゝ つ、 土地 改良区 の組合員 の権利 又は利益を侵害するおそれがないことが明らか なもの

に ついて、当該組合員の同意なく行うことができるものとすること。

(第十三条関係)

第三 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正

農 地 中 -間管 理 事 業規 程  $\mathcal{O}$ 認 可  $\mathcal{O}$ 要件として、 同 規 程 にお いて、 農地 中 -間管 理 権  $\mathcal{O}$ 取得等に当たって、 あ

5 かじめ、 農用 地等 0) 所有者等に対し、 第一の五 の一の土地改良事 業が行われることがあることについて

## 第四 施行期日等

この法律は、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすること。ただし、第一の一に係る規定については、公布の日から施行するものとすること。

(附則第一条関係)

一 この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関連法律の一部を改正するものとするこ

کی

(附則第二条から第十四条まで関係)